協議事項イ－２

２　旭川市給付型奨学金制度（素案）

<table>
<tr><th colspan="2">旭川市給付型奨学金制度（素案）</th></tr>
<tr><td>１　目的</td><td>一時的に多額の費用を必要とした高校入学準備の負担軽減及び授業料以外の教育費負担の軽減を図ることにより，経済格差による教育格差の解消，貧困の連鎖防止などの一助とすることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>２　給付対象</td><td>高等学校の１年生に在学する子どもを養育する保護者等

※高等学校とは，
旭川市内及び近隣８町に所在する高等学校等（学校教育法に規定する高等学校，高等専門学校，中等教育学校の後期課程，専修学校の高等課程（ただし，特別支援学校の高等部を除く）及び，通信制学校）</td></tr>
<tr><td>３　給付金額</td><td><table><tr><td rowspan="3">高等学校</td><td>国公立</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>通信制</td><td>30,000円</td></tr></table>（＊定時制課程を含みます）</td></tr>
<tr><td>４　給付人数</td><td>３００人（予定）</td></tr>
<tr><td>５　申請基準日</td><td>当該生徒の高等学校入学年度の７月１日</td></tr>
<tr><td>６　申請要件</td><td>（１）　保護者等の申請基準日の属する年度の「道府県民税の税額控除前所得割額」と「市町村民税の税額控除前所得割額」の合算が，100円以上85,500円未満であること
（２）　申請日において以下の要件を満たすこと
① 当該生徒は，申請基準日の属する年度の翌年度4/1までに達する年齢が18歳以下であること。ただし，過去に当該奨学金の給付を受けた場合は，対象外とする。
② 当該生徒は，申請基準日の属する年度の前年度の1/1現在において，旭川市内に住民登録があること。
③ 保護者等は申請基準日の属する年度の前年度の1/1から申請基準日まで継続して旭川市内に住民登録があること。
④ 保護者等は，申請基準日において生活保護を受給していないこと。
⑤ 保護者等は，申請基準日から申請日までにおいて市町村民税に未納がないことの証明を受けることができること。
⑥ 過去に旭川市入学仕度金の貸付を受けた保護者等は，申請基準日現在で当該返還金に滞納額がないこと。ただし，申請受付時点において滞納解消が確認された場合は除く。</td></tr>
<tr><td>７　受付期間</td><td>2020年8月1日から2020年9月30日まで（予定）</td></tr>
<tr><td>８　受付場所</td><td>旭川市子育て支援部子育て助成課（旭川市第二庁舎５階）</td></tr>
<tr><td>９　選考方法</td><td>旭川市奨学生等選考委員会における選考を経て，所得割額の合算額が小さい方から所定の人数を市長が決定します。</td></tr>
<tr><td>１０　給付時期</td><td>2020年11月頃（予定）</td></tr>
<tr><td>１１　財源</td><td>（１）旭川市入学仕度金及び旭川市奨学金貸付者からの返還金
（２）皆様からの御寄付を積み立てた「旭川市育英事業基金」
（３）皆様からの御寄付を積み立てた「旭川市育英事業基金」の運用益</td></tr>
<tr><td>１２　返還</td><td>必要ありません</td></tr>
</table>